

水道法改正に伴う 指定給水装置工事事業者制度の 更新制の導入について

東員町上下水道課
令和2年1月17日

1

目次

- 1 制度の概要について
- 2 初回更新までの有効期間について
- 3 更新の手続きについて

2

1 制度の概要について

水道法の一部改正について

水道法が一部改正され、**令和元年10月1日**より、**指定給水装置工事事業者制度は5年ごとの更新**が必要となります。

指定給水装置工事事業者制度とは

給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度である。(水道法第16条の2第1項)

平成8年の水道法改正により導入される。



指定給水装置工事事業者の数が大幅に増える。

3

1 制度の概要について

更新制の導入の目的について

現行の制度では、指定の有効期限がなく、指定給水装置工事事業者の廃止・休止等の状況が反映されにくく、実態の把握が困難である。

- ①所在不明工事事業者の存在
- ②無届工事などの違反行為
- ③不良工事などの苦情



指定給水装置工事事業者の資質を保持するため指定の更新制を導入して、更新の際に工事事業者が指定基準に規定される要件を満たしているかを確認する。

4

1 制度の概要について

一部改正された水道法の条文について

指定の更新(水道法第 25 条の 3 の 2)

○水道法第 16 条の 2 第 1 項で、水道事業者の指定を受けている給水装置工事事業者の**指定の効力は5年ごととされ、期間内にその更新を受けない場合は、その効力を失う。**

指定の有効期間(水道法附則第3条)

○改正法施行日において、既に水道事業者の指定を受けている給水装置工事事業者の**初回の更新までの有効期間**については、**施行日の前日から起算して5年とする。**

○当該指定を受けた日が**改正法施行日の5年前の日以前である場合、5年を超えない範囲内において政令で定める期間**とする。

2 初回更新までの有効期間について

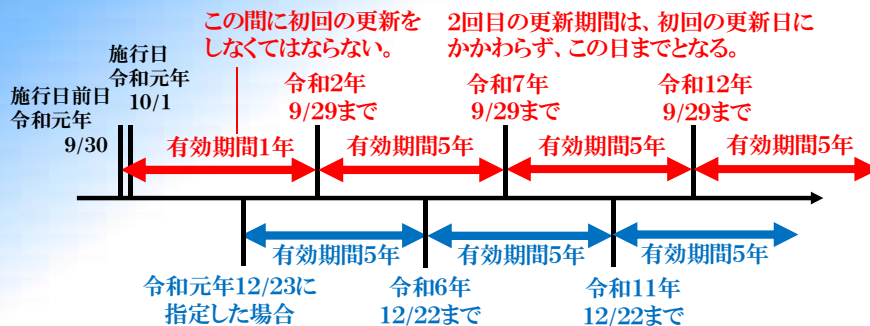
初回更新までの有効期間表について

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	根拠
平成10年4月1日 ～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで	政令で定める期間
平成11年4月1日 ～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで	
平成15年4月1日 ～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで	
平成19年4月1日 ～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで	
平成25年4月1日 ～平成26年9月30日	令和6年9月29日まで	
平成26年10月1日 ～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで	水道法附則第3条で定める期間

2 初回更新までの有効期間について

更新期間の考え方について

- ①平成10年4月1日～平成11年3月31日に指定を受けた指定工事店の場合
- ②改正法施行後、新規に指定した工事店の場合



- ☆ 初回の更新期間は、指定を受けた時期によって異なる。
- ☆ 一度更新をすれば、次回の更新は5年後となる。

3 更新の手続きについて

更新手続きのフロー

- ①更新通知の受け取り
- ②更新関係書類の提出
- ③指定更新時確認事項の内容の確認及び聞き取り
- ④更新手数料納入通知書の受け取り及び支払い
- ⑤指定証の受け取り

3 更新の手続きについて

①更新通知の受け取り

- 初回更新までの有効期間が令和2年9月29日までの更新通知については、本年4月以降に郵送する予定です。
それ以降の更新通知についても、毎年4月以降に郵送する予定です。
- 書類は、お届けいただいている事業所の所在地に郵送いたします。
- 指定事項の変更について、住所等に変更があった場合は、更新手続きの前に必ず変更の届出書を提出していただきますようお願いいたします。

9

3 更新の手続きについて

②更新関係書類の提出

下記の書類を上下水道課窓口に持参してください。

必要書類一覧

- 更新申請書（様式第1）
- 誓約書（様式第2）
- 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）、誓約書等
- 選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）
- 指定更新時確認事項

10

3 更新の手続きについて

③指定更新時確認事項の内容の確認及び聞き取り

確認事項の項目

- 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 指定給水装置工事事業者の業務内容
- 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新制の導入については、広く情報を公開することも目的として盛り込まれているため、東員町ホームページへの掲載の可否についても確認する予定です。

11

3 更新の手続きについて

各項目の詳細について

- 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
⇒水道事業者が実施している工事店説明会等への参加実績を確認する。不参加の場合は、その理由を確認する。
- 指定給水装置工事事業者の業務内容
⇒下記の業務内容を確認する。
 - 営業時間等（営業時間、修繕対応時間、休業日）
 - 漏水修繕等（漏水調査、屋内給水装置の漏水修繕、埋設部の漏水修繕、
 - 対応工事等（配水管分岐部から水道メーターまでの新設・改造工事、水道メーターから宅内給水装置までの新設・改造工事）

12

3 更新の手続きについて

各項目の詳細について

- 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
⇒ 下記のような研修会を受講しているかを確認する。
 - 外部研修(給水工事技術振興財団が実施しているe-ラーニング研修や現地研修会)
 - 自社内研修

- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
⇒ 下記のような経験の有無を確認する。
 - 配水管への分水栓の取り付け
 - 配水管のせん孔
 - 給水管接合

13

3 更新の手続きについて

④更新手数料納入通知書の受け取り及び支払い

- 提出書類の決裁が完了後、納入通知書と指定証の発行の連絡を致します。
- 納入通知書は窓口での受け取りになります。窓口で更新手数料をお支払いください。
- 更新手数料は**9,000円**となります。新規手数料は13,000円となります。

14

3 更新の手続きについて

⑤指定証の受け取り

- 更新手数料の支払いの確認後、窓口にて指定証をお渡します。
- 新規の指定証は古い指定証と交換になります。
- 指定証には、有効期限が新たに追加されます。

○○町指定給水装置工事事業者指定証

名称 ○○設備
代表者名 ○○ ○○

○○町指定給水装置工事事業者として指定する。

令和○年○月○日
有効期限 令和○年○月○日までとする。

○○町水道事業管理者

<指定証イメージ>

15

3 更新の手続きについて

更新制度に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

東員町 上下水道課

TEL 0594-86-2812

FAX 0594-86-2852

E-mail suido@town.toin.lg.jp

16